



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金)
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (7) (給与課) 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (8) (〃) 5
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 8
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 11
	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則 (11) (〃) 13
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 15

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、<u>教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事、小中学校課の社会教育主査、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、<u>いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、高等学校課の高校教育主査、課長補佐（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</u></p>

(12)～(17) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(11) 略

(12) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、社会教育主査、課長補佐(学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事

(13)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(4) 略

(5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長

(12)～(17) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(11) 略

(12) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、課長補佐(学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事

(13)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課

及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員	の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員
2 略	2 略
3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(5) 略 (6) 特別支援学校の学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師	3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(5) 略 (6) 特別支援学校の <u>学校看護師長</u> 、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部の部長を除く。） <u>中部地震復興本部事務局の局長（人事委員会が承認したものに限る。）</u> 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 東部振興監（人事委員会が承認したものに限る。） 観光交流局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 東部振興監（人事委員会が承認したものに限る。） 観光交流局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監 <u>中部地震復興本部事務局長</u>	1種
		略					略
		課長（農業大学の課長を除く。）	3種			<u>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）</u>	3種

			副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）				副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）				
			略				略				
地 方 機 関	総 合 事 務 所	略			地 方 機 関	総 合 事 務 所	略				
		局長（中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 総務室の室長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長	3種	局長（中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長 基盤整備室の室長 大山・弓浜農業用水対策室の室長			3種				
		略					略				
略				略							
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教 育 委 員 会 事 務 局	本 庁	略			教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教 育 委 員 会 事 務 局	本 庁	略		
			教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査	6種	指導主査 社会教育主査 義務教育主査				6種		

		高校教育主査 文化財主査		
	略			
教育 機 関	略			
	博物館	略		
		副館長 課長 室長		3種
略				
特別支援 学校	略			
	事務長 (人事 委員会 が承認 したも のに限 る。)	学級の数が 12未満であ り、かつ、 分校又は寄 宿舎を置か ない学校の 事務長		5種
略				

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3)～(6) 略
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少年自然の家及びむきばんだ史跡公園の所長、埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長

2 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

		高校教育主査 文化財主査		
	略			
教育 機 関	略			
	博物館	略		
		副館長 課長		3種
略				
特別支援 学校	略			
	事務長 (人事 委員会 が承認 したも のに限 る。)	学級の数が 12未満であ り、かつ、 分校又は寄 宿舎を置か ない学校の 事務長		5種
		鳥取養護学校の学校 看護師長		5種
略				

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、中部地震復興本部事務局長、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3)～(6) 略
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長及び課長、大山青年の家、船上山少年自然の家及びむきばんだ史跡公園の所長、埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長、高等学校及び特別支援学校の事務長並びに鳥取養護学校の学校看護師長

2 略

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関	職員		機関	職員	
略			略		
知事事務部局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム 長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知	知事事務部局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 <u>中部地震復興本部事務局長</u> 東部振興監 次長 参事監 文 化振興監 スポーツ振興監 農 業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム 長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総

		事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。）
略		
農業試験場	場長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
園芸試験場	場長	次長 課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
略		
畜産試験場	場長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
中小家畜試験場	場長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
略		
林業試験場	場長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
略		
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	本庁 教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事センター長 <u>教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。）</u> 係長（教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。）

		務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。）
略		
農業試験場	場長	
園芸試験場	場長	次長
略		
畜産試験場	場長	
中小家畜試験場	場長	
略		
林業試験場	場長	
略		
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	本庁 教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事センター長 <u>義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐並びに小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の課長補佐のうち人事に関する事務を行うものに限る。）</u> 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに

教 育 機 関	略		小中学校課及び高等学校課の主 事のうち人事に関する事務を行 うものに限る。)		
	略				
	博物館	館長 副館長 課長 <u>室長</u>		博物館 館長 副館長 課長	
	略			略	
	特別支 援学校	校長 副校長 教頭 部主事 事務長		特別支 援学校	校長 副校長 教頭 部主事 事務長 <u>学校看護師長（鳥取養 護学校の学校看護師長に限 る。）</u>
	略			略	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第10号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
別表（第2条関係） 1～6 略 7 琴浦町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育園</td> <td style="text-align: center;">園長 参事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定こども園</td> <td style="text-align: center;">園長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 8～10 略 11 南部町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 <u>企画監</u> 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 12～16 略 17 <u>鳥取県町村総合事務組合</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 18 略 19 略 20 略 21 略 22 略 23 日野病院組合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		保育園	園長 参事	認定こども園	園長 参事	略		機 関	職	略		町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 <u>企画監</u> 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長	略		略	機 関	職	略	略	別表（第2条関係） 1～6 略 7 琴浦町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育園</td> <td style="text-align: center;">園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 8～10 略 11 南部町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 12～16 略 17 <u>鳥取県町村職員退職手当組合</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 18 <u>鳥取県町村消防災害補償組合</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">組合長の補助機関</td> <td style="text-align: center;">局長 次長 参事</td> </tr> </tbody> </table> 19 略 20 略 21 略 22 略 23 日野病院組合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		保育園	園長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長	略		略	機 関	職	組合長の補助機関	局長 次長 参事	機 関	職	略	略
機 関	職																																																
略																																																	
保育園	園長 参事																																																
認定こども園	園長 参事																																																
略																																																	
機 関	職																																																
略																																																	
町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 <u>企画監</u> 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長																																																
略																																																	
略																																																	
機 関	職																																																
略	略																																																
機 関	職																																																
略																																																	
保育園	園長																																																
略																																																	
機 関	職																																																
略																																																	
町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 防災監 統括園長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 行財政改革推進室長																																																
略																																																	
略																																																	
機 関	職																																																
組合長の補助機関	局長 次長 参事																																																
機 関	職																																																
略	略																																																

病院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長 副看護局長 副医療技術 局長	病院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長 副看護局長 副医療技術 局長
在宅介護支援事業所	看護師長		
<u>23</u> 略		<u>24</u> 略	
<u>24</u> 略		<u>25</u> 略	
<u>25</u> 略		<u>26</u> 略	
<u>26</u> 略		<u>27</u> 略	
<u>27</u> 略		<u>28</u> 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号の職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。 以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職 員勤務時間条例</u>」という。)第14条第1項に規定す る特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のう ち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時 間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員 会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第 16条の表第8号又は県費負担教職員の勤務時間、休 暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則 第17号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間規則</u>」とい う。)第15条の表第8号に規定する場合における特 別休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)</p> <p>第13条 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第13条の2 <u>勤務時間条例第17条第1項第4号又は県 費負担教職員勤務時間条例第15条第1項第4号に規 定する介護時間及び勤務時間規則第16条の表第10号 又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第10号 に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない職員 に対する部分休業の承認については、1日につき2 時間から当該介護時間及び当該特別休暇の承認を受 けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内 で行うものとする。</u></p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号の職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号) 第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇 等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第14 条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休 暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるもの は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6 年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規 則」という。)第16条の表第8号又は県費負担教職 員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取 県人事委員会規則第17号。以下「<u>県費負担教職員勤 務時間規則</u>」という。)第15条の表第8号に規定す る場合における特別休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)</p> <p>第13条 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休暇の承認の決定等) 第23条 略 <u>(子育て部分休暇の承認)</u> <u>第23条の2 第16条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>	(休暇の承認の決定等) 第23条 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休暇の承認の決定等) 第22条 略 <u>(子育て部分休暇の承認)</u> <u>第22条の2 第15条の表第10号に規定する特別休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>	(休暇の承認の決定等) 第22条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

